

# タッピー着ぐるみ利用マニュアル

東区マスコット・キャラクター「タッピー」の着ぐるみの使用にあたっては、『東区マスコット・キャラクター「タッピー」の使用に関する取扱要領』をご一読いただくとともに、下記の点に注意して下さい。

## 使用申請

### 1 着ぐるみの種類

160cm 用、170cm 用の2サイズがあり、それぞれ着用できる方の身長は下記の通りです。

着ぐるみのサイズ	着用者の身長（目安）
160cm サイズ	155cm 以上 165cm 以下
170cm サイズ	165cm 以上 175cm 以下

上記の身長はあくまでも目安であり、適合しない場合でも、若干動きづらい部分はありますが、着用すること自体は可能です。



### 2 貸出数

1 行事について 1 体となります。

### 3 貸出期間

貸出日と返却日を含めて5日以内となります。6 日以上の貸出を希望される場合は、地域振興課にご相談下さい。

#### 4 申請手続きについて

「タッピーイベント用具使用申請書」(様式 2) を東区役所地域振興課にご提出下さい。東区長の承認後、承認書を返送いたします。なお、申請書提出前に地域振興課へのお電話等で着ぐるみの空き状況の確認をしていただくとスムーズです。

※ 着ぐるみの使用方法が、東区の Mascot・キャラクターとして不適切であると判断された場合、使用をお断りすることがあります。

※ 過去に着ぐるみを借り受けた際に、本書に示すような注意事項が守られていなかった場合、使用をお断りすることがあります。

#### 5 着用者及び補助者について

東区役所において、着ぐるみの着用者や補助者のご用意はいたしません。申請者において手配をお願いします。

### 貸出

1 着ぐるみの貸出は、東区役所開庁日の 8 時 45 分から 17 時 15 分までの間に地域振興課において行います。

2 着ぐるみは、頭・胴体・靴(左右)・手(左右)の計6つのパーツから構成され、1つの収納袋に収められています(靴はさらにそれぞれ靴袋に収納されています)。全てのパーツが揃っているか、また各パーツにほつれや破損、汚損等がないかご確認下さい。



パーツ一式



収納袋(色は異なる場合があります)

## 使用

- 1 キャラクターのイメージを損なわないよう、着ぐるみの着脱は、人目のつかない場所で行ってください。
- 2 着用者による発声は行わないで下さい（第三者が気持ちや心情を代弁することは可）。その他、イメージを損ねるような行動は取らないで下さい。
- 3 着ぐるみが濡れる恐れのある状況下（雨天時の屋外やプール、海等）や火気の近くでは、使用しないで下さい。
- 4 着ぐるみ着用者の視界は非常に狭くなります。補助者がつき、周囲の状況を伝えながら行動することを推奨します。特に階段を使用する際には注意して下さい。
- 5 着ぐるみ使用時、内部は高温多湿となります。1回の着用時間は30分以内とし、使用の合間に水分を補給して十分な休憩を取って下さい。特に夏季や高温の室内での使用時には、着用時間を短縮して下さい。また、長時間使用する場合は着用者を交代するなどして下さい。
- 6 使用後の着ぐるみは汗等で湿気を帯びていますので、風通しの良い場所で陰干しするなどして返却前に必ず完全に乾燥させて下さい。
- 7 着ぐるみの使用により生じた事故等の責任について、東区役所では一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。

## 返却

- 1 着ぐるみの返却は、貸出と同様、東区役所開庁日の8時45分から17時15分までの間に地域振興課において行ってください。収納袋に収納し、全てのパーツが揃っていることを確認したうえで返却をお願いします。
- 2 着ぐるみにほつれや破損、汚れ、紛失等が生じた場合は、返却時に必ず地域振興課にご一報下さい。この場合、程度によっては、クリーニング代や修理代等の費用の負担をしていただくことがあります。

- 3 可能な範囲で構いませんので、イベントにおいて着ぐるみを使用した際の写真の提供をお願いします。

<お問い合わせ先>

札幌市東区北 11 条東 7 丁目

札幌市東区役所 3 階

地域振興課まちづくり調整担当係

電話：011-741-2429

FAX：011-722-2794



東区マスコット・キャラクター  
タッピー

◎タッピーのへや

<http://www.city.sapporo.jp/higashi/oheya/oheya.html>